

ショートステイ 遊生の園 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥557	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,008	184
	要支援2	656	18	¥686	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,137	
	要介護1	704	36	¥753	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,204	
	要介護2	772	36	¥822	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,273	
	要介護3	847	36	¥898	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,349	
	要介護4	918	36	¥971	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,422	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,492	
第3段階②	要支援1	529	18	¥557	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,167	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,296	
	要介護1	704	36	¥753	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,363	
	要介護2	772	36	¥822	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,432	
	要介護3	847	36	¥898	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,508	
	要介護4	918	36	¥971	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,581	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,651	
第3段階①	要支援1	529	18	¥557	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,867	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,996	
	要介護1	704	36	¥753	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,063	
	要介護2	772	36	¥822	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,132	
	要介護3	847	36	¥898	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,208	
	要介護4	918	36	¥971	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,281	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,351	
第2段階	要支援1	529	18	¥557	¥820	¥600	¥1,420	¥1,977	
	要支援2	656	18	¥686	¥820	¥600	¥1,420	¥2,106	
	要介護1	704	36	¥753	¥820	¥600	¥1,420	¥2,173	
	要介護2	772	36	¥822	¥820	¥600	¥1,420	¥2,242	
	要介護3	847	36	¥898	¥820	¥600	¥1,420	¥2,318	
	要介護4	918	36	¥971	¥820	¥600	¥1,420	¥2,391	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥820	¥600	¥1,420	¥2,461	
第1段階	要支援1	529	18	¥557	¥820	¥300	¥1,120	¥1,677	
	要支援2	656	18	¥686	¥820	¥300	¥1,120	¥1,806	
	要介護1	704	36	¥753	¥820	¥300	¥1,120	¥1,873	
	要介護2	772	36	¥822	¥820	¥300	¥1,120	¥1,942	
	要介護3	847	36	¥898	¥820	¥300	¥1,120	¥2,018	
	要介護4	918	36	¥971	¥820	¥300	¥1,120	¥2,091	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥820	¥300	¥1,120	¥2,161	

1単位=10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18単位/日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ): (基本部分単位数+各種加算単位数) × 8.3%が別途かかります。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ): (基本部分単位数+各種加算単位数) × 2.3%が別途かかります。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算: (基本部分単位数+各種加算単位数) × 1.6%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として120円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市の南区全域、西蒲区の旧潟東村・旧中之口村全域

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、

令和6年4月1日現在